宅地建物取引業者の皆さまへ

令和6年5月25日より 宅地建物取引業(大臣免許)の 申請書類等 (*) の提出先が 変更になります

*免許申請書(新規、免許換え、更新)・名簿登載事項変更届出書・廃業等届出書・法第 50条第2項の届出書

これまで

主たる事務所の所在する都道府県宛に提出

*法第50条第2項の届出書は、所 在地を管轄する都道府県宛に提出

NEW!! Chmb

四国地方整備局宛で「郵送」にて提出

*法第50条第2項の届出書は免許 権者に加え、所在地を管轄する都道 府県宛にも別途提出

必要部数

正本1部、副本1部

(受付印の受領を希望する場合は、上記に加えて申請書等の鏡1枚と普通郵便用の 切手を貼付した返信用封筒を同封)

郵送先・問い合わせ先

〒760-8554

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 不動産業係

TEL: 087-851-8061 (代表)

その他

大臣免許に関しては、同時期にオンライン申請の導入開始となります。



国土交通省 四国地方整備局